

《分科会2 EU および北米の政治的基盤》

リスボン条約の構成と特徴

鷺江 義勝

(同志社大学法学部教授)

本稿では、リスボン条約の構成を明らかにした上で、リスボン条約の特徴を明らかにしていくことにしたい。

1. リスボン条約の構成

リスボン条約¹は、その前文で、EUの効率と民主的正当性を強化し、かつその行動の結末を高めることを目標とし、これまでに行われてきたアムステルダム条約²およびニース条約³によるEUの改革の1つの到達点となるべく、欧州同盟条約（EU条約⁴）、欧州共同体設立条約および欧州原子力共同体設立条約を改定することを謳っている。

この前文に続き、リスボン条約自体は、7条で構成され、それに多数の議定書、附属文書さらには宣言等が付属している。1条は、61項からなり、それらの項目に従って、欧州同盟条約の各条項の改定が規定されている。2条は、欧州共同体設立条約を改定する内容となっている。1項において同条約の名称を「EU運営条約」に変更し、さらに、今回の改定に伴って、条約全体に共通する改定（たとえば、「欧州共同体」という名称を「EU」に変更する等）を2項から9項にわたって指示した後、10項から295項で、各条項の個別の改定を指示している。

リスボン条約の3条から7条までの規定は、リスボン条約自体の最終規定であり、リスボン条約の有効期限や発効の方法等が列挙されている。すなわち、リスボン条約の有効期限が無期限であること（3条）、リスボン条約に付属する第1議定書は、欧州同盟条約、欧州共同体設立条約および欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書の修正を含み、第2議定書は、欧州原子力共同体設立条約の修正を含むこと（4条）が規定されている。また、5条によって、条、節、章、編および部の条番号の整列とそれに伴う新たな条番号の付与が行われる旨が規定され、アムステルダム条約の際に行われたのと同様の条番号の振り直しによる整列が行われている。6条では、リスボン条約の批准手続きと発効予定日が規定されている。すなわち、すべての批准書が予定通り寄託された場合には、2009年1月1日に発効するが、それ以降は、批准手続きを最後に行う署名国が批准書を寄託した月の翌月の最初の日に発効することになる。最後に7条では、条約原本に使用される言語および寄託先が等が示されている。

条約本体に続く議定書は、A群とB群に分類される。議定書A群は、EU条約、EU運営

条約および欧州原子力共同体設立条約に付属する議定書であり、今回新規に作成されたものである。議定書 B 群は、リスボン条約に付属する議定書である。この議定書は、第 1 議定書および第 2 議定書よりなる。第 1 議定書は 2 条よりなり、1 条は、これまでに作成された様々な議定書の廃止と改定を行うものである。2 条は、欧州中央銀行制度等の定款の変更等である。第 2 議定書は、欧州原子力共同体設立条約の改定に関するものである。議定書に続いて付属文書がつけられており、この付属文書は、リスボン条約によって改定された条文の対照表である。この対照表では、既存の条番号、リスボン条約によって改定された条番号、最終的に設定される条番号が一覧表で表されている。前述のリスボン条約 5 条の規定に従って、この一覧表によって、一旦、リスボン条約によって、欧州同盟条約「1 a 条」のように新規に挿入されたり、同条約「4 条」のように廃止されたりすることによって不揃いになった条番号を最終的には、揃えることが規定されているのである。最終文書は、2007 年 7 月 23 日にブリュッセルに召集された加盟国政府代表者会議が採択した条約、議定書、宣言の一覧および 65 項目にわたる宣言の内容が列挙されている。

2. リスボン条約の特徴

リスボン条約は、アムステルダム条約やニース条約による条約改定同様に、既存の条約の修正や追加などを行うことによって、新たな EU の枠組みを作り上げる条約である。したがって、方法論的には、これまでのニース条約などの条約改定方式と同じである。しかし、内容に関しては、欧州憲法条約⁵の内容を受け継ぎ、これまでの EU の大幅な改革を企図したものである。リスボン条約においても、欧州憲法条約と同様に「欧州共同体と欧州原子力共同体⁶」、「共通外交・安全保障政策」、「刑事問題に関する司法協力（旧司法内務協力）」というマーストリヒト条約によって導入されていた EU の三本柱構造を変更し、EU の名の下に総合的に欧州統合を進めていくという新たな体制の下で全体的な再編成が行われている。また、リスボン条約は、これまで行われてきた EU の政策領域の拡大、統合の深化さらには加盟国の拡大に対応するための EU の諸条約の改定の一つの到達点であり、今後の EU の基本路線、機構的枠組み、政策などを規定する EU の新たな方向性を規定するものである。

リスボン条約のもっとも大きな改革点は、既存の「EU 条約」および「欧州共同体設立条約」を一体的に改定し、さらには、「欧州共同体設立条約」を「EU 運営条約」へと名称を変更したことである。これによって、EU の枠組みの中にある EC としての行為ではなく、今後、EU が一体的に欧州統合の取り組んでいくことを明確にし、EU の全体的一体性を名実共に充実させているのである。ただし、共通外交安全保障政策については、例外規定が多数存在しており、依然として、特別な枠組みが設けられている。

欧州憲法条約は、EU の基本原則と制度的枠組みを規定した第 1 部、基本権憲章を規定した

第2部、具体的な政策と運営を規定した第3部および最終規定の第4部よりなる単一の条約構成であった。それに対して、リスボン条約による条約改定では、欧州憲法条約の内容を相当程度継承しつつ、「EU条約」および「EU運営条約」の2つの条約として再構成している。欧州憲法条約の第2部は条約本文からは削除され、第1部と第4部が、「EU条約」に、第3部は「EU運営条約」として再構成されている。

欧州基本権憲章は、条約本体に明文規定として存在することはなくなっているが、法的拘束力は持つため（EU条約6条）、今回のリスボン条約自体の中に明記されないものの、実質的にはその効力を有するものとなっている。

また、欧州憲法条約に規定されていた連邦的要素あるいは憲法的名称も削除または名称変更されている。すなわち、欧州合衆国や欧州連邦を連想させるような表記をできるだけ削除もしくはニース条約以前に規定されていた元の表記に戻したものとなっている。具体体には、EUの旗やEUの歌などEUの統一性を前面に打ち出し、統一国家を連想させる象徴的なものは削除されている⁷。また、欧州憲法条約で、導入予定であった「EU外相」の文言は、「外交・安全保障政策担当同盟上級代表」に改められ、EUの外務大臣が新たに誕生するのではなく、既存の「上級代表」の発展的なものであるという体裁となっている。しかし、「外交・安全保障政策担当同盟上級代表」の権限や任務は、欧州憲法条約が規定した「EU外相」とほとんど同一のものがリスボン条約でも規定されている。

以上のように、リスボン条約では、表現を変更しただけで、実態は、欧州憲法条約に規定されていたものがそのまま採用されているものが多く存在している。また、条約の改定方式としては、これまでのアムステルダム条約やニース条約のように既存条約の部分的改定方式を採用しているものの、結果的には、新たな統一的主体としてのEUの一体的運用を規定するものとなっている。このことから、リスボン条約は、欧州憲法条約を換骨奪胎し、名を捨てて実を取ったものということができよう。

注

- 1 リスボン条約の正式名称は、「欧州同盟条約および欧州共同体設立条約を改定するリスボン条約 (Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community)」である。リスボン条約については、Official Journal of European Union C 306 17 December 2007の英語版およびフランス語版を参照した。
- 2 アムステルダム条約については、金丸輝男編著『EU アムステルダム条約－自由・安全・公正な社会をめざして－』日本貿易振興会 2000年4月を参照されたい。
- 3 ニース条約については、鷺江義勝監訳「ニース条約 (翻訳) (一) (二)」同志社法学第278号 (2001年7月) および第279号 (2001年9月)、ならびに鷺江義勝、久門宏子、山内麻貴子、山本直共著「ニース条約による欧州同盟 (EU) 条約および欧州共同体 (EC) 設立条約の改定に関する考察 (一) (二)」同志社法学第278号 (2001年7月) および279号 (2001年9月) を参照されたい。
- 4 欧州同盟条約 (マーストリヒト条約) については、金丸輝男編著『EU とは何か－欧州同盟の解説と条約－』日本貿易振興会 1994年11月を参照されたい。
- 5 欧州憲法条約については、庄司克宏「欧州憲法条約草案の概要と評価」2003年10月『海外事情』

51 卷 10 号，中村民雄「欧州憲法条約草案（翻訳）」『衆議院憲法調査会資料』40 衆議院憲法調査会事務局，2004 年 3 月並びに小林勝監訳・解題『欧州憲法条約』御茶の水書房 2006 年 5 月を参照されたい。

- 6 欧州石炭鉄鋼共同体設立条約は，その規定により 2002 年 7 月に失効した。
- 7 ただし，「欧州同盟の象徴に関するベルギー王国，ブルガリア共和国，ドイツ連邦共和国，ギリシャ共和国，スペイン王国，イタリア共和国，キプロス共和国，リトアニア共和国，ルクセンブルク大公国，ハンガリー共和国，マルタ共和国，オーストリア共和国，ポルトガル共和国，ルーマニア国，スロベニア共和国およびスロバキア共和国の宣言」では，これらのものの象徴性を別途，是認している。